

入 札 公 告 例（入札後審査型・個別事項）

下記の委託業務について、制限付き一般競争入札（入札後審査型）を行うので公告する。この委託業務の入札執行等については、関係法令に定めるもののほか、本公告及び入札公告（入札後審査型・共通事項）により行うものとする。

この入札は、静岡県電子入札システムにより執行する。

- 1－1 公 告 日 令和7年5月28日 水曜日
 1－2 入札執行者 静岡県道路公社 理事長 矢野 弘典
 1－3 この入札に関する契約条項を示す場所及び事務を担当する機関（以下「契約条項を示す場所」という。）

〒420－0853 静岡県静岡市葵区追手町9－18 静岡中央ビル10階
 静岡県道路公社 総務部総務課 電話 054-254-3421
 E-mail : siz-road@po3.across.or.jp

1－4 業務内容等

入札番号	第5号
業務名	令和7年度 伊豆スカイライン 道路維持業務委託（除草）
施行箇所	田方郡函南町桑原 ～ 伊豆市冷川 地内
業務概要等	道路除草業務 作業延長 L＝40.6km 機械除草、集草 A＝69,900m ²
期 間	契約締結の翌日から令和7年9月30日限り
使用する主要な資機材	—

1－5 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

静岡県における建設関連業務委託競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件をすべて満足していることについての確認を受けた者であること。

条 件	左記の詳細
①静岡県土木施設維持管理業務入札参加資格の認定業種	除草に係る認定を受けた者であること。
②本社、営業所等の所在地	三島市、伊豆の国市、伊豆市、熱海市、伊東市又は田方郡函南町のいずれかに、建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所を有する者、若しくは事業協同組合等の複数の企業等で構成する法人の所在地がある者であること。なお、事業協同組合等の複数の企業等で構成する法人が入札に参加した場合には、当該者の構成員である者については、本入札の参加資格を認めない。
③同種業務又は工事の実績	平成22年4月1日以降に、国、地方公共団体、特殊法人等が発注した道路除草工事又は、道路除草に係る道路維持業務委託を元請として施工した実績を有すること。（平成22年度以降に完成、引渡し済みのもの）ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。なお、静岡県又は静岡県道路公社発注工事での施工実績に係る工事成績評定が64点以下の場合は、参加資格条件における同種工事の施工実績として認めない。 ○ 同種業務の実績を確認できる以下の書類を入札後に提出する入札参加資格確認資料に添付すること。

	・入札公告（入札後審査型・共通事項）（以下「共通事項」という。） 2－2に記載されているもの ・当該業務の概要が記された設計図書の写し等（必要な場合）
④その他の条件	入札公告「共通事項」2－1記載のとおり

1－6 入札日程

入札前に入札参加資格の確認申請書（以下「申請書」）の提出	公告の日の翌日から令和7年6月3日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く） ＜電子入札システムの場合＞ 午前9時から午後4時まで ＜持参の場合＞ 午前9時から午後4時まで（申請書及び資料は、各2部（正本1部、副本1部）及び長3号封筒（簡易書留料金を含む切手460円貼付）を併せて契約条項を示す場所に持参） *提出資料については、入札公告「共通事項」参照	入札後審査型・共通事項2－2
入札参加資格の確認通知	令和7年6月5日（木）までに電子入札システムにより通知する（持参の場合は郵送により通知する）	
入札前の参加資格確認で資格がないと認められた者の請求期限	通知を受けた日から令和7年6月10日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く） ＜電子入札システムの場合＞ 午前9時から午後4時まで ※電子入札システムの場合は、送信後に静岡県道路公社総務部総務課まで電話連絡を行うこと。（Tel:054-254-3421） ＜持参の場合＞ 午前9時から午後4時まで（契約条項を示す場所）	入札後審査型・共通事項2－4
上記の回答期限	令和7年6月13日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）	入札後審査型・共通事項2－4
設計書及び図面（以下「設計図書等」という。）の交付	令和7年5月29日（木）から令和7年6月16日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く） 金抜き設計書及び特記仕様書等 （PPI又は静岡県道路公社ホームページに掲載する。） 図面 （PPI又は静岡県道路公社ホームページに掲載及び1-9に示す方法により交付）	入札後審査型・共通事項2－3
図面の縦覧（貸出）期間	公告の日の翌日から令和7年6月16日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前9時から午後4時まで	入札後審査型・共通事項2－3
設計図書等に対する質問受付期間	公告の日の翌日から令和7年6月6日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く） ＜電子入札システムの場合＞ 期間内の午前9時から午後4時まで ＜持参の場合＞ 期間内の午前9時から午後4時まで	入札後審査型・共通事項2－3
上記の回答書縦覧等期間	令和7年6月12日（木）から令和7年6月16日（月）まで	入札後審査型・共通事項2－3
入札書等受付期間 入札書等の提出	＜電子入札システムの場合＞ 令和7年6月17日（火）から令和7年6月18日（水）まで（土曜	入札後審査型・共通事項2－5

	日、日曜日及び祝日を除く) 期間内の午前 9 時から午後 4 時まで <持参の場合> 開札日時に契約条項を示す場所に以下の書類を提出すること。 ・入札書、委任状(代理人の場合)	
開札日時	令和 7 年 6 月 19 日(木) 午前 9 時 25 分	入札後審査型・ 共通事項 2-6
入札後に行う入札参加資格確認資料の提出	開札の日の翌日から令和 7 年 6 月 23 日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)(次順位者以降の者の期日は別途指示する。) <電子入札システムの場合> 午前 9 時から午後 4 時まで ※電子入札システムの場合は、送信後に静岡県道路公社総務部総務課まで電話連絡を行うこと。(Tel:054-254-3421) <持参の場合> 午前 9 時から午後 4 時まで(契約条項を示す場所)	入札後審査型・ 共通事項 2-2
入札後の参加資格確認で資格がないと認められた者の請求期限	通知を受けた日から令和 7 年 6 月 27 日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)(次順位者以降の者の期日は別途指示する。) 午前 9 時から午後 4 時まで(契約条項を示す場所に提出すること。)	入札後審査型・ 共通事項 2-4
上記の回答期限	令和 7 年 7 月 2 日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)	入札後審査型・ 共通事項 2-4

※紙による申請等は発注機関の承認が必要

1-7 設計図書等の交付方法

① 設計図書等の交付 ・原則、P P I により交付する。 ② 設計図書等の縦覧・貸出 ・契約条項を示す場所で縦覧・貸出を行う。
--

1-8 設計図書等に関する質問に対する回答

電子入札システムに回答を掲載する。 <縦覧の場合> ・契約条項を示す場所で縦覧を行う。
--

1-9 その他

低入札価格調査制度による調査基準価格（又は最低制限価格）の設定	最低制限価格の設定 有 最低制限価格の補正 無（補正率 — ）
前払金	無
契約書作成	要
業務工程表の提出	要
業務代理人及び技術者の氏名の通知	書面

入 札 公 告 例（入札後審査型・共通事項）

2－1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

静岡県における建設関連業務委託競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件をすべて満たしていること。

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
静岡県における建設関連業務委託競争入札参加資格の認定を受けていること。（認定業種は入札公告（入札後審査型・個別事項）に記載）
入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出期限の日から落札決定までの期間に、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成元年 8 月 29 日付け管第 324 号）に基づく入札参加停止（従来の指名停止）を受けていないこと。
会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

2－2 入札参加資格の確認

- (1) この入札の参加希望者は、入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を作成のうえ提出し、入札前に入札参加資格の基本的な確認を受けなければならない。また開札の結果、落札候補者になった者は、入札後に入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出し、入札参加資格の詳細な確認を受けなければならない。
- (2) 申請書及び資料の提出は原則静岡県電子入札システムによる電送とするが、電子ファイルの容量で電送できない場合や、紙媒体による提出について発注者の承諾を得た場合は、持参することができる。
- (3) 入札参加資格の確認等

入札参加資格確認基準日	申請書の提出期限の日
申請書	入札後審査型様式第 2 号
入札前に行う入札参加資格の確認	提出期限までに申請書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。
入札後に行う入札参加資格の詳細な確認	落札候補となった者は、指定する期日までに入札参加資格確認資料を契約条項を示す場所へ提出すること。
同種業務(工事)の実績の確認（参加条件の場合）	○ 同種業務の施工実績を確認できる書類を提出すること。 ・ 同種業務の実績として記載した業務（工事）に係る契約書の写し又は一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム（CORINS）」工事カルテの写し等 （上記に加え、当該業務の概要が記された設計図書の写し等が必要な場合は、入札公告（入札後審査型・個別事項）1－5に記載） ・ 同種工事の施工実績が静岡県発注のものである場合は、工事成績評定点が記載されている通知書の写し（完成検査合格通知書等）
本社、営業所の所在地の確認	静岡県内に本社、支社、営業所があることを証する書類〔県内に本社、営業所等があることを条件とする場合〕を提出すること。

- ・ 申請書及び資料の作成及び申込に係る費用は、提出者の負担とする。
- ・ 入札執行者は、提出された申請書及び資料を入札参加資格の確認以外に、提出者に無断で使用しない。
- ・ 提出期限後における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

- ・ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- ・ 提出された申請書及び資料は、公表しない。
- ・ 申請書及び資料に用いる言語は日本語とする。

2-3 設計図書等について

交付等の方法	入札公告（入札後審査型・個別事項）に記載
質問	電子入札システム又は書面持参（様式自由）とする。
質問に対する回答	電送又は書面により回答し、契約条項を示す場所で縦覧する。

2-4 入札前の参加資格確認において、入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、入札執行者に対して入札参加資格がないと認めた理由について、説明を求めることができる。

入札参加資格がないと認められた者の請求方法等	電送又は契約条項を示す場所へ書面持参（様式自由）とする。
発注者の回答方法	契約条項を示す場所で書面により回答する。

2-5 入札執行の場所等

入札の場所	契約条項を示す場所
入札の方法	電子入札システムによる。ただし、発注機関の承認を得れば書面を持参して入札できる。 <電子入札システムによる場合>電子入札システムにより入札書を提出すること。 <持参による場合>事前に発注機関の承認を得て、開札日時に契約条項を示す場所に以下の書類を提出すること。 ・入札書、委任状（代理人の場合）、入札参加資格確認通知書を提出すること。
その他 注意事項	① 郵送による入札は認めない。 ② 持参による場合、入札書、入札参加資格があることが確認された旨の通知書の写し及び提出すること。なお代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出しなければならない。 ③ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ④ 入札執行回数は、2回を限度とする。

2-6 開札等

開札	契約条項を示す場所において、入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行うか、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。
入札の無効	本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに建設工事等競争契約入札心得（以下「入札心得」という。）及び〈現場説明、[現場説明を行う場合]〉現場説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、当該入札を無効とする。 低入札価格調査の対象者が、開札後速やかになされる当該調査の実施に係る意思確認に対し、応じられない旨の意思表示をした場合には、入札心得第13条第2項に違反するものであり、入札に関する条件に違反した入札として当該入札を無効とする。 なお、入札参加資格のある旨を確認された者であっても、入札後に行う入札参加資格の

	詳細な確認において入札参加資格がないと確認された者や、落札候補者が入札日以降落札決定までの間に、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成元年 8 月 29 日付け管第 324 号）に基づく入札参加停止を受けた場合には、当該落札候補者のした入札は無効とする。
落札者の決定方法	① 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 3 項及び施行令第 167 条の 10 第 1 項の規定により予定価格の制限の範囲内で最低の価格（最低制限価格を設定した委託業務にあっては、最低制限価格以上の価格）をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とする。 調査基準価格を設定した委託業務にあっては、入札価格が「調査基準価格」を下回った場合には、低入札価格調査の結果、当該入札価格で契約内容に適合した履行が可能と判断された場合に当該入札者を落札候補者とする。 ② 入札後に落札候補者から提出された入札参加資格確認資料を審査し、その結果、参加資格要件を満たしていると確認した場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。参加資格要件を満たしていないと確認した場合は、当該落札候補者が行った入札を無効とした上で、次順位者を落札候補者とし、入札参加資格確認資料の提出を求める。なお、落札者が決定するまで順次同様の手続きを行うものとする。

2-7 その他

入札保証金及び契約保証金	① 入札保証金 免除。 ② 契約保証金 免除。
契約書の作成	① 契約の締結に当たっては、契約書を作成しなければならない。 ＜法令等の規定により紙の契約書が必須となる契約、契約期間に保存期間を加えた期間が 10 年を超える契約、自動更新条項付契約のいずれかに該当する場合を除く。＞ ② 契約の締結は電子契約システムにより行うことができる。電子契約を希望する場合、落札候補となった日から入札後に行う入札参加資格確認資料の提出期限日までの間に「契約条項を示す場所」に電話連絡を行うこと。
暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合の措置	① 本業務の受注者は暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 ② ①により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。 ③ 受注者は暴力団員等又は暴力団関係業者により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。 ＊ 不当介入を受けたにもかかわらず警察及び発注者への通報（報告）等を怠った場合は、入札参加資格停止の措置を受けることがある。
労働関係法令等遵守の誓約書の作成	事業者等を守り育てる静岡県公契約条例第 6 条の規定に基づき策定された「県の取組方針」により、本業務に従事する者の労働環境の整備を図るため、以下の書類を提出すること。 ① 契約時に、労働関係法令等を遵守する旨等を記載した誓約書（様式第 1 号） ② 本業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請負者から提出させた労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書（様式第 2 号）の写し
その他	① 静岡県公共事業電子入札運用基準に基づき入札に参加すること。なお、代表者が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者の I C カードを使用して入札に参加し、又は参加しようとした場合等、I C カードの不正使用が確認された場合には、静

	岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止を行うことがある。 また、契約後にＩＣカードの不正使用が確認された場合には、契約解除を行うことがある。 ② 電子入札システムの障害等やむを得ない事情がある場合、紙入札に変更する場合がある。 ③ 入札参加者は、入札心得及び契約書案を熟読し、入札心得を遵守すること。 ④ 落札者は、申請書に記載した配置予定技術者を、当該業務に専任で配置すること。 (専任の配置技術者を入札参加条件としている場合) ⑤ 契約書案、契約約款、入札心得、仕様書及び現場説明書は、契約条項を示す場所で縦覧するものとする。 ⑥ 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。 ⑦ 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止を行うことがある。 ⑧ １－５に掲げる競争入札参加資格の認定を受けていない者も申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、当該資格の確認を受け、かつ、競争入札参加資格の認定を受けなければならない。 ⑨ 低入札価格調査制度については、「静岡県建設関連業務委託に係る低入札価格調査制度試行要領・運用」によるので、別途ホームページ等で確認すること。なお、低入札調査対象者は、契約締結における条件として、自らの負担による「第三者による照査等」を実施しなければならないので入札において注意すること。 ⑩ 債務負担行為による複数年度の契約案件において、低入札価格調査等により債務負担行為設定年度中の契約締結が見込めない場合、本入札の執行を取りやめる。 ⑪ その他詳細不明の点については、契約条項を示す場所及び事務を担当する機関へ連絡すること。
--	---

誓 約 書

下記 1 に基づく業務の履行に際し、下記 2 の事項を誓約します。
この誓約に反したことにより入札参加停止等の処分を受けても異議は一切申し立てません。

記

1 業務名

〇〇〇〇業務

(当初契約日 年 月 日)

2 誓約事項

- (1) 本契約に基づく業務の履行に際し、別表に掲げる法律その他の労働環境の整備等に関する法令を遵守すること。
- (2) 本契約に基づく業務の履行に際し、別表に掲げる法律に違反し、所管行政庁の処分を受けたときは、処分の内容及び対応方針を速やかに県と公社に報告し、是正のために必要な措置を講ずること。また、所管行政庁に是正の報告を行ったときは、その内容を速やかに県と公社に報告すること。
- (3) 本契約に基づく業務の履行に際し、下請契約（再委託契約及び労働者派遣契約を含む。以下同じ。）を締結するときは、適正な見積りを基に、対等な立場における合意に基づいた公正な契約を締結するよう努めるとともに、次の事項に留意すること。
 - ア 下請負者から誓約書を提出させ、その写しを公社に提出すること。
 - イ 下請負者が、本契約に基づく業務の履行に際し別表に掲げる法律に違反し、所管行政庁の処分を受けたときは、(2) の例により、それらの内容を速やかに報告させるとともに、その内容を県と公社に報告すること。
 - ウ 下請負者がさらに第三者と下請契約を締結したときは、当該下請負者を通じて、ア及びイと同様に、当該第三者からの誓約書の写しの提出等を行うこと。

年 月 日

発 注 者 職 名 氏 名 様

受 注 者 住 所
商 号
氏 名 (法人にあつては、代表者の氏名) 印

別表 労働関係及び公正な取引に関する主な法律

1 労働関係

- (1) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- (2) 労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）
- (3) 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- (5) 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律 50 号）
- (6) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）
- (7) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
- (8) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）
- (9) 労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）

2 公正な取引等

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）
- (2) 下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号）
- (3) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和 5 年法律第 25 号）

誓約書

下記1に基づく業務の履行に際し、下記2の事項を誓約します。
この誓約に反したことにより入札参加停止等の処分を受けても異議は一切申し立てません。

記

1 元請契約名

〇〇〇〇契約

(当初契約日 年 月 日)

＊元請者が記載すること

2 誓約事項

- (1) 本契約に基づく業務の履行に際し、別表に掲げる法律その他の労働環境の整備等に関する法令を遵守すること。
- (2) 本契約に基づく業務の履行に際し、別表に掲げる法律に違反し、所管行政庁の処分を受けたときは、処分の内容及び対応方針を速やかに下請契約（再委託契約及び労働者派遣契約を含む。以下同じ。）の発注者に報告し、是正のために必要な措置を講ずること。また、所管行政庁に是正の報告を行ったときは、その内容を速やかに下請契約の発注者に報告すること。
- (3) 本契約に基づく業務の履行に際し、再下請契約を締結するときは、適正な見積りを基に、対等な立場における合意に基づいた公正な契約を締結するよう努めるとともに、次の事項に留意すること。
 - ア 再下請負者から誓約書を提出させ、その写しを下請契約の発注者に提出すること。
 - イ 再下請負者が、本契約に基づく業務の履行に際し別表に掲げる法律に違反し、所管行政庁の処分を受けたときは、(2)の例により、それらの内容を速やかに報告させるとともに、その内容を下請契約の発注者に報告すること。
 - ウ 再下請負者がさらに第三者と下請契約を締結したときは、当該再下請負者を通じてア及びイと同様に、当該第三者からの誓約書の写しの提出等を行うこと。

年 月 日

下請契約の発注者 様

住 所
商 号
氏 名（法人にあつては、代表者の氏名）印

別表 労働関係及び公正な取引に関する主な法律

1 労働関係

- (1) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- (2) 労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）
- (3) 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- (5) 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律 50 号）
- (6) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）
- (7) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
- (8) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）
- (9) 労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）

2 公正な取引等

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）
- (2) 下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号）
- (3) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和 5 年法律第 25 号）